

福岡県田川地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

〔平成 17 年 12 月 26 日〕
〔 条 例 第 4 号 〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 情報通信機器、事務・事業用機器及び車両の借入れ並びに保守に関する契約
- (2) 庁舎その他の施設の維持管理に関する契約
- (3) ソフトウェアの利用に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。